

質 問 回 答

2020年8月13日

「(案件名：全世界経済インフラ分野(物流・運輸交通・都市機能・電力)におけるCOVID-19を受けた途上国における民間技術活用可能性に係る情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式))」

(公示日：2020年7月29日/公示番号：20a00337) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p. 29 数量等の確認を必要とする項目(2)現地関連費	本案件は業務従事者の現地業務は想定されていませんが、現地傭人による調査が想定されている。(P14) このため、現地傭人費用の精算方法についてご教示いただきたい。	本案件は一般競争入札(総合評価落札方式)ですので、定額計上による経費を除き、精算はしません。現地傭人の傭上に係る経費は、入札金額内訳において現地関連費のカテゴリの中で積算していた場合には、所定の業務の完了を機構が確認することをもって当該積算していた金額をそのまま支払うこととなります。
2	p. 15 (7)機構からの便宜供与	「現地傭人または現地再委託先から現地関係者へのインタビュー…」と記載があるが、P14にて指定された現地傭人のほかに現地再委託が認められるとの理解でよいか。	応募者として、再委託による実施を提案することも可能です。その場合は、理由も付して技術提案書で提案し、必要な経費を入札金額に計上願います。
3	p. 14 II.③対象4か国の地球環境分野において	「地球環境分野」ではなく、「経済インフラ分野(物流・運輸交通・都市機能・電力)」という理解でよいか。	ご理解のとおりです。 p. 14 II.「③地球環境分野において」の記載を以下のとおり訂正します。 【訂正前】地球環境分野 【訂正後】経済インフラ分野(物流・運輸交通・都市機能・電力)
4	p. 23、3.4.(1) 技術提案書の体裁等	第1章7(2)提出方法では電子データ(PDF)での提出とされているが、当該項目では、「正のみフラットファイル綴じ」「両面印刷」とある。技術提案書は電子データ(PDF)提出のみなのではないのか。	技術提案書は電子データ(PDF)のみの提出となります。

通番号	当該頁項目	質問	回答
5	p. 20、(3) 各業務従事者の評価に際しての類似業務／対象国／語学力	「業務主任者／ODA 案件事業化」の類似業務経験の分野として、「民間技術・製品の ODA 案件・事業化にかかる各種調査」とあるが、JICA 民間連携スキーム（SDGs ビジネス支援事業、案件化調査、民間技術普及促進事業など）で外部人材として従事した経験は、受注形態としては「下請」となると理解しているが、JICA 業務実施契約での「元請」としての経験と同等に評価されるのか。そうでない場合、どちらの評価が高くなるのか。類似案件 30 件と類似案件 5 件それぞれについてご教示いただきたい。	<p>類似業務の経験については、提案していただく業務従事者の所属が、元請であったか、または下請であったか、の違いだけの理由で評価が決まることはありません。類似業務の経験に係る評価の趣旨と方法等については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」を参照願います。</p> <p>(参考)  <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html</a></p>
6	p. 24、評価表、1. コンサルタント等法人としての経験能力	「(1) 類似業務の経験」では、JICA 民間連携スキーム（SDGs ビジネス支援事業、案件化調査、民間技術普及促進事業など）で外部人材として従事した経験は、受注形態としては「下請け」となると理解しているが、JICA 業務実施契約での「元請」としての経験と同等に評価されるのか。そうでない場合、どちらの評価が高くなるのか。類似案件 30 件と類似案件 5 件それぞれについてご教示いただきたい。	No. 5 のとおり。類似業務として記載いただく案件数は、先述の「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の記載のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
7	p. 23、3.4.(1) 技術提案書の体裁等	第 1 章 7 (2) 提出方法では電子データ (PDF) での提出とされているが、当該項目では、「正のみフラットファイル綴じ」「両面印刷」とある。技術提案書は電子データ (PDF) 提出のみなのではないのか。	No. 4 のとおり。
8	p. 13、(3) 対外発信・広報	「ポストコロナ社会」は、P12、2. 調査の目的にあるように、ウィズコロナ (感染拡大から人間社会がウイルスをコントロールする術を獲得するまで) とアフターコロナ (ワクチン等の開発により、人間社会がコロナをある程度コントロールできる状況) の 2 つの段階から成る言葉として捉えてもよいか。	言葉の解釈はご理解のとおりです。 加えて、ポストコロナ社会とはウイルスと共存しつつ持続可能な社会システムが構築されている社会という意味合いを含んでいます。
9	p. 14、3) 国内企業向けセミナーの実施	広報用動画を作成し、広報用素材としてだけでなく、発表資料の一部として、セミナー中に流して活用してもよいか。	広報用動画の作成とセミナー中の活用は可能です。なお、入札説明書「第 2 特記仕様書」においては広報用素材の作成を指示事項としていますが、これに要する経費は定額計上の対象とはしていませんので、広報用動画の作成をご提案いただく場合でも、必要な経費については入札金額に計上するようお願いいたします。
10	p. 12 (2) 提案技術・製品の選定	提案されている民間企業の製品・技術で、本プロジェクトの主旨に沿う案件が想定数量 (10 件+補欠 5 件) に満たない場合、新たに募集を掛けるなどの追加業務の発生はありえるか？	新たに製品・技術の募集を行うという追加業務の発生はありません。配布資料「民間企業製品・技術リスト」から 10 件+補欠 5 件を選定下さい。

通番号	当該頁項目	質問	回答
11	p. 12 (2) 提案技術・製品の選定	民間企業提案製品・技術リストを見ると、1社で複数製品を提案している企業もあるが、想定件数に数える1件とは、企業数、個別製品数、基本技術数のどれを指すのか？(p. 13 脚注で「15社分の製品・技術」とされている一方で、p. 14 II ①では「提案の10技術・製品毎に」とある。	<p>ご提案いただく製品・技術の件数は、配布資料「民間企業提案製品・技術リスト」のうちの製品・技術の数を指します。企業数ではありませんので、同一企業による提案の異なる二つの製品・技術を2件としてご提案いただけます。従いまして、p.13 脚注は以下のとおり訂正致します。</p> <p>【訂正前】「15社分の製品・技術(10の候補と5の次点候補)」</p> <p>【訂正後】「15の製品・技術(10の候補と5の次点候補)」</p> <p>なお、15製品・技術は、調査実施前の契約交渉において受注者とJICAで協議の上、10製品・技術への絞り込みを行います。</p>
12	第2章 特記仕様書、3.調査実施上の留意事項、(2)提案技術・製品の選定、p12 最終行	「10社分の製品・技術」とありますが、一方、p13[注脚 1.]3行目に、「10製品・技術」とあります。入札図書リストには、1社が複数製品・技術を提案している法人もあり、選定する数は、「10社」なのか「10製品・技術」なのか、明確にしていきたい。また、もし「10製品・技術」が正しい場合、1社から複数製品を選定されることは可能なのか、あるいは、いずれの場合でも、「1社1製品・技術」を基準とするのか、選定基準を明確にしていきたい。	No. 11 のとおり。
13	第2章特記仕様書、4.調査概要及び調査の内容、(3)調査の内容、II 技術活用可能性詳細調査③	対象4か国の「地球環境分野」は、「経済インフラ分野」の間違いか。	No. 3 のとおり。

通番号	当該頁項目	質問	回答
14	第2章特記仕様書、4.調査概要及び調査の内容、(3)調査の内容 P14の注釈	全般状況調査で9か国(9MM)、技術活用可能性詳細調査で4カ国(16MM)の現地傭人費を積算する必要があるが、それぞれの国ごとのガイドライン(想定単価)はあるのか？	業務遂行上の提案として現地傭人の活用の有無及びその業務の内容等については、技術提案書の内容及び価格の双方で競争に付すことを想定しています。
15	P.13注1「本競争参加者は、調査目的に照らして同募集に応募のあった企業が提案した製品・技術の中から、それらの特徴等を踏まえ、15社分の製品・技術(10の候補と5の次点候補)を選定し、技術提案書にそれぞれの選定理由とともに提案すること」 P.22「(2)業務実施の基本方針」 「閲覧資料の「民間企業提案製品・技術リスト」から、本調査で対象とする製品・技術を10選定し、選定理由とともに製品・技術名を記述してください。」	提案書では、民間企業が提案した製品・技術について、10の候補と5の次点候補を選定し提案するのか、もしくは10の候補のみ選定し提案するのかご教示願います。	計15(10の候補と5の次点候補)の製品・技術のご提案をお願い致します。

通番号	当該頁項目	質問	回答
16	P13 第2章 特記仕様書 4. 調査概要及び調査の内容 (3) 調査の内容 脚注 3	脚注 3 に記載の「技術提案書では、提案者の強みや実施中の ODA 事業を踏まえ、…選定した製品・技術の ODA 事業等への活用可能性の検証のための調査計画を盛り込むこと。」の「ODA 事業等への活用可能性」とは、現在実施中及び今後実施予定の ODA 事業への活用可能性を指すのでしょうか。それとも新規の ODA 事業を形成し、その中での活用を想定されているのでしょうか。 また、今後実施予定の ODA 事業のことを指す場合、実施予定の ODA 事業リストをいただくことは可能でしょうか。	本調査では、実施中及び実施予定の ODA 事業への活用可能性について検証いただくことを想定しております。 提供可能な ODA 事業のリストは、受注者に提供させていただきます。
17	P14 第2章 特記仕様書 4. 調査概要及び調査の内容 (3) 調査の内容 I. 全般状況調査 2) 提案技術・製品の ODA 事業等への活用可能性 ①	「各国で関係者に説明し得る…」の「関係者」とは、後述の II ③「対象 4 か国の経済インフラ分野において実施中の ODA 事業に従事する事業関係者（JICA 専門家等）、当該分野の現地行政機関、現地日本商工会議所、商社等の民間企業」や、現地傭人を活用して各国において調査を行う相手方を指すとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	P19 第3章 技術提案書作成要領 1. 技術提案書の構成	P19 では類似業務として「経済インフラ分野 ODA 事業に係る各種業務」と記載されており、ODA 事業に限定されております。	P. 19 の「経済インフラ分野 ODA 事業に係る各種業務」を「経済インフラ分野 ODA 事業等に係る各種業務」へ訂正致します。  P. 24 のとおり「類似業務は JICA 発注業務に限らず、国際機関等での類

通番号	当該頁項目	質問	回答
	<p>1 コンサルタント等の法人としての経験、能力 (1)類似業務の経験</p> <p>及び</p> <p>P24 第3章 技術提案書作成要領 別紙 評価表 1 コンサルタント等の法人としての経験、能力 (1)類似業務の経験</p>	<p>す。</p> <p>一方、P24 の評価表の評価基準では「類似業務は JICA 発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。」、「国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。」旨記載されております。P24 の評価表の記載が正しいと理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価」致します。</p>
19	P25 評価表	<p>「調査目的と提案製品・技術の特性を踏まえ、10社分の製品・技術が適切に選定されているか」は「15 の製品・技術」ではないか？</p>	<p>ご指摘の通りです。以下のとおり訂正致します。</p> <p>【訂正前】調査目的と提案製品・技術の特性を踏まえ、10 社分の製品・技術が適切に選定されているか</p> <p>【訂正後】調査目的と提案製品・技術の特性を踏まえ、15 の製品・技術が適切に選定されているか</p>

以上